

%2

東北町妊婦健診・分娩取扱施設アクセス支援事業



裏面もあり→

東北町では、住所のある妊婦さんが妊婦健診と出産のために遠方(片道おおむね 60分以上の移動時間を要する距離)の医療機関へ通院した際に要した交通費や宿泊費 を助成します。

を助成します。					
	【対象となる妊婦さん】	【上限回数】	【助成される費用】		
妊婦健診(妊婦健診アクセス支援事業)					
1	自宅 ^{※1} から最も近い妊婦健診を受けられる医療機関までおおむね60分以上		助成の条件 交通費の8割が助成されます		
2	医学的理由 ^{※2} により妊婦健診を受けれられる医療機関が限られ、自宅からその医療機関までおおむね60分以上	<u>最大14回</u>	・自家用車による交通費・有料道路通行料		
3	妊娠後期に転院する可能性があり、 自宅から転院先までおおむね60分 以上 (妊婦健診を受けている医療機関 が分娩を取り扱っていない等)	最大7回	・公共交通機関(電車・バス)<u>タクシーは対象外</u>		
出産のための入院(妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業)					
4	自宅から、最も近い出産できる医療機関までおおむね60分以上	出産のための 入退院(往復 1回分)	助成の条件 交通費の8割が助成されます ・自家用車による交通費 ・有料道路通行料		
5	医学的理由により出産できる医療機関が限られ、自宅からその医療機関まで60分以上		 ・公共交通機関 (電車・バス) ・タクシー 宿泊費(最大14泊分) 上限(1泊につき) 県外11,900円 県内10,600円 1泊あたり2,000円自己負担となります。 		

医学的理由:様式第2号の裏面に対象となる疾患が記載されています。

病院から必要事項を記載してもらう必要があります。

【申請に必要な書類】

- ・東北町妊婦健診アクセス支援事業申請書兼請求書
- ・東北町分娩取扱施設アクセス支援事業申請書兼請求書
- ・母子手帳の写し(妊婦健診受診日、出産日の記載箇所)
- ・交通費に係る領収書
- ・宿泊費に係る領収書(対象405の方のみ)
- ・通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)



		•
対象①の方	\rightarrow	妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書(A面のみ)
対象②の方	\rightarrow	妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書(A面・B面) ※B面は病院から必要事項を記載してもらう必要があります
対象③の方	\rightarrow	妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書(A面のみ) ※ただし、医学的理由による場合は両面
対象④の方	\rightarrow	妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(A面のみ)
対象⑤の方	\rightarrow	妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(A面・B面) ※B面は病院から必要事項を記載してもらう必要があります

【注意事項】

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの利用分が対象となり、<u>申請期限は</u>令和8年3月31日までです。申請期限をすぎると助成できなくなることがあります。
- 年度をまたいで利用する場合は、年度ごとに申請が必要です。

【その他】

- ・必要な書類は、保健センターの窓口または町のホームページからダウンロードして ご使用ください。
- ご不明点がありましたらご連絡ください。

【申請・問い合わせ先】

東北町役場 保健衛生課

東北町字膳前37-1(東北町保健福祉センター)

Tel: 0175-63-2001 FAX: 0175-63-2043